

日本学術会議会員任命に関する声明

日本思想史学会評議員会

先般、日本学術会議の第 25 期の発足にあたり、学術会議が推薦した会員候補者 105 人のうち、6 人が内閣総理大臣による任命から外されるという事態が生じました。6 人の候補者は、日本思想史学会の会員ではありませんが、関連の深い専門分野である、哲学・歴史学・政治学・法学の分野別委員会に所属することが予定されていた研究者です。

私たちは、この事態を深く憂慮します。その理由は以下の 3 点にわたります。

1 日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」（日本学術会議法第 2 条）団体として、政府への「勧告」（同第 5 条）を行う権限が定められています。「勧告」は、政府の現行の政策方針に対する、学術の見地に基づいた批判を、時には含むでしょう。学術会議が社会におけるさまざまな課題について、忌憚なく議論し、意見を発出することは、学術に対する国民の期待に応え、民主主義の充実に寄与する営みです。そのためには、組織としての学術会議の活動が、時々の政権の意向から独立していることが必要不可欠であり、このたびの任命拒否は、その独立性を根本から揺るがす行為です。

2 日本学術会議の会員は、学術会議自身による選考をへて、その「推薦に基づいて」（日本学術会議法第 7 条）、内閣総理大臣が任命すると規定されています。今回の措置が、国立大学法人・大学共同利用機関法人の学長・機構長の任命にも拡大適用されるならば、大学・機関から推薦された人物について、文部科学大臣が任命を拒否することも可能になってしまいます。それは、大学・機関の自治を大幅に奪い、そこでの研究・教育の内容を政府が監視・統制することにつながるでしょう。

3 このたびの任命拒否については、菅義偉内閣総理大臣によって、学術会議の「総合的、俯瞰的な活動を確保する」ため、とその理由が説明されています。しかし、任命されなかった 6 名の研究者が、以前にある特定の政策について、反対の立場を共通に表明した方々であることは明らかです。時の政府の意向に背反する態度を示した研究者を選別し排除する姿勢を、政府が公式に示すことは、社会において意見を自由に発出しようとする人の意志を、萎縮させる効果を持ちます。多様な主張が世に表明され、他者への理解と尊重の態度が守られることこそが、学問の発展にとって不可欠の条件だと私たちは考えます。

以上から私たちは、10月2日付で日本学術会議から発出された「第25期新規会員任命に関する要望書」に記載された要望2点が早期に実現され、日本学術会議の会員数が定数を満たしていないという違法状態が、解消することを強く望みます。

(令和2年10月8日 総務委員会決定)

(令和2年11月7日 評議員会承認)